

ふくしま県GAP団体事務局用認証基準

ふくしま県GAP認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第3条2項に基づき、団体事務局用認証基準（以下、「基準」という。）を定める。

（認証の要件）

1 団体認証を受ける場合は、この基準にすべて適合しなければならない。

（団体の要件）

2 ふくしま県GAP認証制度の団体認証を受けることができる団体（以下、「団体」という。）は、以下のとおりとする。

（1）団体は、ふくしま県GAP認証を受けようとする複数生産者（以下、「生産者」という。）で構成される組織であり、構成員、代表者、事務局、意思決定方法、役割分担の定めがあること。

（2）団体の事務を行う団体事務局（以下、「事務局」という。）及びその責任者を置いていること。事務局責任者は要綱第3条第1項の認証基準及びこの基準を理解していること。

（3）生産者に指導・助言を行う体制があり、ふくしま県GAPの実践状況を取りまとめしていること。

（4）生産者に、認証基準、関係法令・国の通知等について必要な部分の情報を伝えていること。

（内部監査の実施）

3 団体として以下のとおり内部監査を実施していること。また、その記録を残していること。

（1）事務局責任者とは異なる内部監査の責任者を置いていること。内部監査責任者は、要綱第3条1項の認証基準及びこの基準を理解していること。

（2）現地審査前1年以内に全ての生産者に対して内部監査を実施していること。

（3）現地審査前1年以内に事務局に対して内部監査を実施していること。

（4）内部監査の結果は、代表者及び事務局責任者に通知されるととともに、不適合があった場合には是正措置が適正にとられていること。

（問題発生等に対する措置）

4 事故の発生や苦情等に対応する団体の定めがあり、適切に対応していること。また、その記録を残していること。

（その他）

5 この基準に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

（附則）

この基準は、平成29年7月11日から施行する。